

「生徒の優れた点を多面的な観点で評価しつつ、主体的な
進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

○令和8年度入学者選抜に向けた制度のあり方について

— 報 告 —

令和5年（2023年）11月10日

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会

令和5年（2023年）11月10日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克 様

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会

会 長 若 松 養 亮

生徒の優れた点を多面的な観点で評価しつつ、主体的な進路選択を推進する
入学者選抜方法等のあり方について（報告）

本協議会は、令和4年3月17日付で依頼のありました標記の事項について、慎重に検討・協議を重ねました結果、別紙のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 はじめに

本県における高校入試については、平成4年度に設置された入学者選抜方法等改善協議会を受けて制定された「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」に基づいて、学校・学科の特色に応じて、学力検査や推薦入学の実施方法を変更するなど、各学校の特色づくりを進める方向で改善が進められてきました。

平成8年度、平成12年度設置の入試改善協議会では、入学者選抜方法等のあり方について検討し、平成15年度入試からは全日制課程と定時制課程を同日程で実施、志願登録制度を出願制度に改め、第2次選抜を実施し受検機会の拡大を図るなど、入学者選抜方法の改善が図られました。

また、平成16年度、平成17年度には、普通科の通学区域を全県一区へ移行、推薦選抜の募集枠100%の廃止、各高等学校の特色に応じた特色選抜を推薦選抜と同時期に実施するなど「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」の改正が行われました。

平成27年度には、生徒の主体的な進路選択をより一層進め、個々の多様な能力・適性を公平に評価できる、多様な選抜方法等、新しい時代に対応した入学者選抜のあり方について検討を行い、平成28年度入学者選抜より、スポーツ・文化芸術推薦選抜が実施されるなど「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」の改正が行われ、今日に至っています。

本協議会では、社会の情勢や教育を取り巻く状況が大きく変動している現在、改めて現行の入試制度を振り返るとともに、前回の改善から10年が経過する令和8年度入学者選抜において、個々の多様な能力・適性・思いに基づいて生徒が主体的な進路選択を行える新しい選抜のあり方を導入することについて、下記の検討主題に基づき、具体的検討事項に関して検討を進めてきました。

検討主題

「生徒の優れた点を多面的な観点で評価しつつ、主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

検討事項

- 令和8年度入学者選抜に向けた制度の在り方について
 - ・推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜の現状と課題等について
 - ・一般選抜の現状と課題等について
 - ・入試日程および入試業務等について

本協議会は依頼された検討事項の趣旨を踏まえ、8回にわたり慎重に審議を重ね、以下のようにとりまとめましたので報告します。

2 現行の入学者選抜方法等の課題

現行の入学者選抜方法は、通学区域が全県一区に移行されたことや、「推薦選抜」「スポーツ・文化芸術推薦選抜」「特色選抜」の実施によって選抜方法が多様化したことにより、生徒が多様な選択肢から志望校を決定することができるようになりました。

こうしたことから、中学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等に応じて、きめ細かく進路指導が推進され、生徒の主体的な進路選択が進められました。高等学校では、生徒や保護者の多様なニーズに対応するために、各高等学校の教育理念や目標に沿って特色ある教育活動を展開する取組が推進されました。

一方で、受検期間の長期化による関係者の負担の増加、特色選抜の受検倍率の高さから多数の生徒が不合格を経験することや現行の特色選抜では各高等学校の特色が発揮されにくいこと、早期に入学許可予定者通知を受けた生徒の学習に対するモチベーションの維持の難しさなどが課題として指摘されています。

また、特色選抜等で一部の学校に生徒が集中することで受検倍率が高くなり、生徒が県外に流出してしまうという問題もあり、地域の高等学校への進学者を増やすために、県立高等学校が、さらに魅力と活力あふれる、特色ある学校づくりを進めることが望まれます。

3 入学者選抜方法等の課題に係る方策

(1) 新たな入学者選抜制度の導入について

これらの課題に対応するためには、入学者選抜制度の大幅な見直しが必要であると考えます。

受検期間の長期化は、関係者にとって心理的負担や時間的負担の大きい制度となっています。また、生徒の学習へのモチベーションも維持しにくい状況が発生しているという見方もあるため、受検期間の短縮や、負担軽減のための方策が必要であると考えます。

また、推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜については改めてその意義についての再確認を行い、その上で、各学校のアドミッション・ポリシーに対応した選抜内容を高校ごとに柔軟に設定して、生徒の能力・適性、興味・関心など学力検査だけでは測りきれない部分を多様な観点から評価できる制度を構築することが望まれます。一方で、評価する観点をより明確なものにし、高等学校入学者選抜における明瞭性および公平性を担保するという視点も必要であり、高等学校入学者選抜が、中学校から高等学校へとつながる生徒の活動を評価するようなものとなることも、重要であると考えます。

以上のことから、各高等学校においては、これまで以上に特色を生かした教育が実施され、また各中学校においては、これまで以上に生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等を生かした進路指導が実施されることにつながるような新たな選抜制度が導入され、生徒がいっそう主体的に学校生活や学習に向き合うことができるようになることが望まれます。

(2) 具体的な方策について

ア 選抜の実施方法

現行制度は、1月末の推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜の出願に始まり、3月末の2次選抜結果発表まで、約2か月間にわたる受検期間となっています。この期間の短縮のために、現行の2月上旬と3月上旬に分かれている選抜について集約し、2月下旬から3月上旬に同一日程で実施することが望ましいと考えます。

イ 学力検査の全員受検

高等学校入学者選抜は、中学校での学習や活動の実績などを幅広く評価し、各高等学校への入学者を適正に選抜できることが重要であり、義務教育段階で身に付けるべき学力の指標の一つにもなるものです。

一方で、現行制度では、学力検査が実施されていない選抜もあるため、全員が学力検査を受検していません。新しい入学者選抜制度においては、学力検査を全ての受検生に課し、中学校における学習の成果を等しく評価するとともに、生徒の学習へのモチベーションを維持し、高等学校入学後の学びにスムーズにつながるようにすることが望まれます。

ウ スクール・ポリシーを生かした選抜の実施

新しい入学者選抜制度においては、中学校長から提出された調査書および学力検査の結果から選抜するだけでなく、多様な生徒の、学力検査だけでは測りきれない能力・適性、興味・関心を反映し、評価できる選抜のあり方も重要であると考えます。

現行制度で実施されている推薦選抜やスポーツ・文化芸術推薦選抜については、目的意識の高い生徒が入学して各高等学校の核となっている点が評価できる一方で、特色選抜については、各高等学校の特色が十分に反映されていないこと、受検倍率が非常に高く多数の生徒が不合格を経験し、精神的負担が大きいことなどが指摘されているため、特色選抜は廃止するとともに、中学校長推薦や、中学生が自己をアピールできる自己推薦制度などを導入することで、各学校が自校のスクール・ポリシーを生かした選抜方法を柔軟に工夫できるようにすることが望ましいと考えます。

このことにより、選抜の集約が行われたうえでも、複数の選抜機会が保障されるという効果も期待されます。

エ 負担の軽減

受検の複雑化ならびに長期化に伴い、出願手続き等に係り、生徒および保護者、ならびに中学校および高等学校の関係者に多大な負担が生じています。この軽減のために、Web出願システムや採点補助システム等、ICTを活用した改善に積極的に取り組まれることを望みます。

(3) 実施にあたって配慮すべきことについて

選抜の集約に伴い出願可能な学校は1校となるため、進路選択において、15歳の生徒に過度の心理的負担が生じないように、出願校の変更が可能なような制度が望まれます。

次に、スクール・ポリシーを生かし、学力検査だけでは測りきれない能力・適性、興味・関心を反映し評価できる選抜の設定にあたっては、各高等学校の「目指す教育」や「求める生徒像」に応じて、出願要件等を明確化し、生徒や保護者、中学校に向けて十分に周知することが重要であると考えます。

また、セーフティーネットとしての観点から、追検査や二次選抜を実施することが適切ですが、高等学校等の業務負担や私立学校への影響等も考え、二次選抜の時期については、現行よりも早い時期に実施されることが望ましいと考えます。

本報告における入学者選抜方法等の改善の提案については、制度の大幅な変更を伴うものであり、中学生やその保護者および中学校への十分な周知がなされるときともに、改善が円滑に実施されることが重要です。中学校と高等学校が一層連携を密にし、生徒一人ひとりが「未来の自分」に思いを馳せ、個性や能力に応じて進路実現を果たすことのできる体制づくりが大切であると考えます。

4 その他、入学者選抜に関すること

入試日程については、中学校の授業時間や生徒への進路指導の時間を確保すること、また、県内私立高等学校の入試日程も視野に入れて決定する必要があります。これらのことや入学者選抜全体の実施状況を考慮しながら、適切な制度設計の検討が必要です。

また、これからの時代は「多様化」の時代と言われます。帰国生徒・外国人児童生徒などが増加することも見込まれ、多様な生徒が均等に教育機会を得られるような仕組み作りが肝要であり、入学者選抜の制度も「多様性の時代」に対応できるようなものであることが望まれます。

5 おわりに

本協議会は、生徒の優れた点を多面的な観点で評価しつつ、主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について検討を重ねてまいりました。

この報告では、これから先の変化の激しい時代において、中学生の「生きる力」を育む教育のあり方を念頭に置き、現行の入学者選抜制度からの大きな改善を提言いたしました。中学校では、生徒たち個々の多様な能力・適性、興味・関心や進路希望等に応じて、適切な進路指導が推進され、生徒の主体的な進路選択がより一層進められることを期待します。また、高等学校では、生徒や保護者の多様なニーズや主体的な学校選択に対応するための入学者選抜方法を改善・工夫することにより、各高等学校の教育理念や目標に沿って特色ある教育活動を展開していかれることを期待します。あわせて、今後も、社会や時代の変化を見極め、必要に応じて入学者選抜制度のあり方についての検証が行われることが重要であると考えます。

今後、新しい時代に対応した特色ある学校づくりがより推進され、生徒が希望する進路選択の幅が一層広がることを期待します。そのためには、適切な進路指導がこれまで以上に重要になってきます。本協議会の報告に基づく入試改善が、中学校教育および高等学校教育のさらなる充実・発展のための一つの契機となることを期待します。

關 係 資 料

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 学習指導要領に沿った健全な中学校教育と地域や生徒の実態に応じた活力と潤いのある高等学校教育の実現に資するよう、高等学校入学者選抜方法等のあるり方について検討を行うため、滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会（略称「入試改善協」、以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、高等学校入学者選抜方法のあるり方に関し、滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項について協議し、教育長に提言する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、教育長が委嘱または任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市町教育委員会関係者

(3) 高等学校関係者

(4) 中学校関係者

(5) 保護者関係者

2 協議会に会長および副会長2名を置き、委員の中から選出する。

3 会長は協議会の会務を総理するものとし、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

4 協議会の事務局は、滋賀県教育委員会事務局高校教育課に置く。

(専門委員)

第4条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は施行日から令和5年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、当該の特別の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもってあてる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(小委員会)

第7条 協議会には、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(意見の聴取)

第8条 協議会が必要と認めるときは、関係者の意見を聞くことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会について

1 設置の趣旨

- 学習指導要領に沿った健全な中学校教育と地域や生徒の実態に応じた活力と潤いのある高等学校教育の実現に資するよう、高等学校入学者選抜方法等のあり方について検討を行うため。
- 今回の設置は、「これからの県立高等学校の在り方について」（滋賀県立高等学校在り方検討委員会 令和3年10月答申）を受け、各高等学校の魅力化や特色ある学校づくりを進めていくにあたり、これまで以上に学校が求める生徒像の明確化と生徒の主体的な進路選択の実現が求められるため、現行の入学者選抜を総括し、令和の時代に対応した新しい入学者選抜のあり方を検討する。

2 検討主題および主な検討事項

(1) 検討主題

「生徒の優れた点を多面的な観点で評価しつつ、主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

(2) 主な検討事項

- 令和8年度入学者選抜に向けた制度の在り方について
 - ・ 推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜の現状と課題など
 - ・ 一般選抜の現状と課題など
 - ・ 入試日程および入試業務など

3 委員の構成

別紙委員一覧のとおり

- ・ 学識経験者、高等学校関係（私学含む）、中学校関係、保護者関係による。
- ・ 審議内容に応じて、専門委員を委嘱する場合がある。

4 設置期間および審議の進め方

(1) 設置期間

- ・ 令和4年3月～令和5年度末 期間内に8回程度の協議会を開催
- ※ 令和8年度入学者選抜（現中学1年生が受検する年度）より新制度を適用予定

(2) 審議の進め方

- ・ 協議会に合わせて、学校関係へのアンケート調査や先進県への視察等を実施
- ・ 令和5年3月に中間報告をとりまとめ、各関係機関等へ意見聴取を実施
- ・ 最終報告は令和5年12月頃に行う

5 参考(直近の開催の状況)

○平成16年9月～平成17年11月

普通科の通学区域の全県一区における入試制度

学校・学科の特色に応じた選抜方法：特色選抜の実施

○平成27年9月～平成28年1月

学校・学科の特色に応じた選抜方法：スポーツ・文化芸術推薦選抜の実施

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会委員名簿

氏 名		所 属 ・ 職 名《委嘱期間内》		備 考
1	若松 養亮	滋賀大学教育学部	教授	会長
2	井手 慎司	滋賀県立大学	環境科学研究科教授(～R5.3.31) 学長(R5.4.1～)	
3	原 清治	佛教大学	副学長	
4	馬淵 均	米原市教育委員会	教育長	
5	松浦 加代子	湖南市教育委員会	教育長	
6	杉原 真也	県立守山中学校・高等学校	校長	(～R4.3.31)
	明吉 正知	県立守山中学校・高等学校	校長	(R4.6.1～)
7	樋口 啓子	県立石山高等学校	校長	副会長
8	白井 正士	県立長浜農業高等学校	校長	(～R4.3.31)
	北村 登志子	県立長浜北高等学校	校長	(R4.6.1～)
9	武原 正樹	県立草津東高等学校	教頭	(～R4.3.31)
	東谷 正宏	県立草津東高等学校	教頭	(R4.6.1～)
10	小南 美穂子	県立河瀬高等学校	主幹教諭(～R5.3.31) 教頭(R5.4.1～)	
11	加藤 三男	彦根市立中央中学校	校長	副会長
12	都賀 正樹	大津市立青山中学校	校長	(～R5.3.31)
	北川 和子	大津市立仰木中学校	校長	(R5.6.5～)
13	浦島 容子	高島市立マキノ中学校 高島市立高島中学校	校長(～R5.3.31) 校長(R5.4.1～)	
14	山本 久美子	東近江市立湖東中学校	校長	(～R4.3.31)
	犬井 裕明	東近江市立能登川中学校	校長	(R4.6.1～)
15	福井 洋枝	守山市立明富中学校 守山市立守山南中学校	教頭(～R5.3.31) 教頭(R5.4.1～)	
16	寺田 佳司	滋賀県私立中学高等学校連合会	会長	
17	炭谷 将史	滋賀県公立高等学校PTA連合会	近畿大会滋賀大会会長	
18	塚本 晃弘	滋賀県PTA連絡協議会	会長(顧問)	(～R5.3.31)
	山添 友美	滋賀県PTA連絡協議会	会長	(R5.6.5～)
19	木部 浩次	県立大津清陵高等学校	校長	専門委員 (第3回、第4回)
20	田中 俊夫	県立瀬田工業高等学校	校長	専門委員 (第3回、第4回)

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会日程

名 称	開 催 年 月 日	主 な 協 議 内 容
第 1 回 委 員 会	令和 4 年 3 月 17 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○協議会設置要綱について ○役員選出 ○今後の協議の進め方について ○入学者選抜の現状について (意見交換)
第 2 回 委 員 会	令和 4 年 6 月 1 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員の解任および委嘱 ○役員選出 ○第 1 回会議での意見を踏まえた論点まとめ <ul style="list-style-type: none"> ・論点を 3 つにまとめ、論点ごとに現状や課題を掘り下げ、共有しながら進めることとした ○論点①「推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜の現状と課題など」に係る意見交換
第 3 回 委 員 会	令和 4 年 8 月 30 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○専門委員の委嘱 ○入学者選抜に関するアンケート結果について <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を踏まえ、「アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法」「受検機会の複数化」について意見交換
第 4 回 委 員 会	令和 4 年 11 月 17 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○入試日程および入試業務などについての協議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度選抜日程をふまえ、Web 出願の導入と二次選抜や転編入のあり方、業務負担の軽減等について意見交換 ○3 つの論点についての総括協議 <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告 (素案)」について意見交換
第 5 回 委 員 会	令和 5 年 1 月 26 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ○「中間報告 (案)」について <ul style="list-style-type: none"> ・素案の修正を受けての意見交換 ・最終修正を会長一任とし、3 月上旬公表を決定 ・新入学者選抜制度の方向性を 4 点に絞り意見交換 ○中間報告公表後の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・関係者からの意見聴取を実施し、その結果を踏まえて協議を進めていくこととした
第 6 回 委 員 会	令和 5 年 6 月 5 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○新委員の委嘱 ○中間報告後の意見聴取結果について <ul style="list-style-type: none"> ・「特色選抜」「自己推薦制度と中学校推薦制度」についての意見聴取結果にもとづいて意見交換 ・他府県の多様な選抜方法を例として、本県における選抜方法について意見交換
第 7 回 委 員 会	令和 5 年 8 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ○中間報告後の意見聴取結果について <ul style="list-style-type: none"> ・「二次選抜」「帰国生徒・外国人児童生徒に対する特別の選択枠」についての意見聴取結果にもとづいて意見交換 ○選抜日程について <ul style="list-style-type: none"> ・他府県の例を参考にしながら、本県で選抜を一本化した場合を仮定して意見交換
第 8 回 委 員 会	令和 5 年 10 月 25 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○「最終報告 (案)」について <ul style="list-style-type: none"> ・最終報告案についての意見交換 ・最終修正を会長に一任することについて決定 ・11 月 10 日に最終報告を行うことを確認